

了也と祐天と清薰尼について

祐天寺主任研究員 伊藤 丈

1

祐天が登城して初めて將軍綱吉に拝謁したのは、祐天が自ら増上寺を離山退出した貞享三年のことである。

江戸幕府の『日記』(1)に、次の記録がある。

二月廿四日昨夜中雨卯后増上寺

御仏殿江為御名代大久保加賀守参詣、

巳后刻御黒書院

出御上段 御着座、飯沼弘経寺古岩事

増上寺方丈後住被 仰付之旨

御直被 仰含之、即刻

入御御白書院縁類老中列座、増上寺

方丈出席住職被仰付難有之旨 被

嘉詞之則滞座、此時役僧召出之、所化

上座鑑了御仏殿別当惠眼院最勝院今

宝松院広度院清光院是者寮舎上座

寺家役者源興院右方丈被 仰付之旨

大久保加賀守申渡、列座同上寺社奉行
列侯(以下略)

すなわち、この貞享三年二月二十四日に祐天は綱吉に初見の礼をとったことは判明した。

今、離山が貞享三年といったが、それは天保年間に祐天寺十世祐麟が編写した『明顕山寺録撮要』(2)巻に、

仰頭誉祐天大僧正者、貞享三寅年迄増上寺所化学席被相勤候処、
子細在之(同年五月十九日)牛嶋江隠遁、

とあるのによる。丸括弧内は祐麟の注記を表した。しかし、何故に祐天が突如として増上寺を離山し退出したかの具体的な理由は分からない。以下にその理由を考察する。

祐天の三回忌つまり享保五年七月十五日に、「予亦嗣法之子也矣」(3)という釈勤息陽亭の綴った『武州荏原郡目黒墅明顕山善久院祐天寺開山前増上大僧正明蓮社頭誉祐天上人愚心大和尚伝畧記』(4)によれば、

時將^{向衆}首之位 忽遭屯退避増上寺学舎、

とあり、祐天はにわかには屯難に遭遇したために増上寺から退避したと語る。

また、同六年五月某日に、「受法之資」(5)という尾州出身の釈霽(6)が纏めた『開祖実録』(7) (内題『祐天寺開山大僧正実録』)によると、

宜主于檀林上刹大建法幢、敢任所志退隠牛嶋、

とある。

この実録は、同月に釈霽が記した草稿本『祐天寺開山大僧正実録 完』(8)を元としてなった清書本であり、草稿本では右の文は、

宜主于檀林上刹大建法幢(敢任所志)不虞出縁山学舎而退(隠
〔下総州牛嶋邑〕

となっている。

霽は草稿本を書いたとき、その文中の語句につき、五月下浣日に草稿本『祐天大僧正実録 附』(9)を作り、語釈を施している。それによれば、草稿本完の「不虞出等」を、次のように説明する。
○不虞出等 師在縁山学舎道高名益矣、故衆人帰向受化者早莫連綿不絶也、既而席列衆中第二臘次学頭、時有不虞乱僧階而間隔於師、学頭及三老某同时出進二箇檀林也、師於是不克忍之、遂遁隠矣、(以下略)

すなわち、祐天が増上寺から遁隠したのは、予想もしない、僧階を乱して祐天を遠ざけ、学頭と三老(臘)の某が同時に二か所の檀林に出世して住職に昇進したので、祐天はこのことに耐え忍ぶことができずに、ついに増上寺を遁れて(牛嶋)に隠棲したとする。因みに『増上寺入寺帳』(10)によつて貞享元年から同四年までの増上寺での月行事を見ると、以下のようである。

貞享元年 ^甲	子二月	当月行事	春応
同年三月		当月行事	秀道
同年四月		当月行事	鑑了
同年五月		当月行事	祐天
同年六月		当月行事	吞啓
同年七月		当月行事	全波
同年八月		当月行事	円意
同年九月		当月行事	慈雲
同年十月		当月行事	徹道
同年霜月		当月行事	聖位
同年極月		当月行事	廓栄
貞享二 ^乙	丑年正月	当月行事	相山
同年二月		当月行事	春応
同年三月		当月行事	秀道
同年四月		当月行事	鑑了
同年五月		当月行事	祐天
同年六月		当月行事	吞啓
同年七月		当月行事	全波
同年八月		当月行事	円意

同年九月	当月行事	慈雲
同年十月	当月行事	徹道
同年霜月	当月行事	聖位
同年極月	当月行事	廓瑩
貞享三 _丙	寅年正月	当月行事 鑑了
同年二月	当月行事	祐天
同年三月	当月行事	全波
同年閏三月	当月行事	慈雲
同年四月	当月行事	聖意
同年六月	当月行事	嶽雲
同年七月	当月行事	円鏡
同年八月	当月行事	慣良
同年九月	当月行事	意覚
同年十月	当月行事	門秀
同年霜月	当月行事	寂仙
同年十二月	当月行事	円理
貞享四 _丁	卯二月	当月行事 門秀
同年三月	当月行事	寂仙
同年四月	当月行事	円理
同年五月	当月行事	雲臥
同年六月	当月行事	詮察
同年七月	当月行事	淳甫
同年八月	当月行事	長巖
同年九月	当月行事	察応
同年十月	当月行事	可辨
同年霜月	当月行事	了秀

すなわち、貞享三年二月以後、祐天の名は当月行事には見えず、やはり『明頭山寺録撮要』老がいうように、同年五月十九日に増上寺を離山し退出したことが肯ける。

ここにいう学頭とは、『日記』貞享三年に、

三月廿日 晴

檀林所之住職被 仰付之、鎌倉光明寺江岩築浄国寺孤雲、飯沼弘経寺江生実大巖寺了也、浅草霊山寺江増上寺伴頭鑑了、館林善導寺江同寺四臈円意、右之通一人充住職被

仰付之旨松平日向守伝達之、但鑑了儀

今度霊山寺檀林所再興被

仰付之付而住職新規被 仰付之申達之、

老中列座寺社奉行侍座増上寺方丈

出座也、

とある中の鑑了を指し、三老の某とは、同『日記』閏三月に、

廿六日 今晩雷止辰暫時晴降寺院後住被

仰付之次第 岩築浄国寺江増上寺二臈慈雲生実大巖寺

江増上寺三臈徹道、右一人ツゝ住職被

仰付之旨老中列座阿部豊後守伝達之、

増上寺方丈出座寺社奉行侍座、

過而方丈退出之時老中杉戸際迄送之、

と記す中の徹道をいうのであろう。

ただ、右の『日記』に見る如く、鑑了は伴頭(学頭)から靈山寺へ、また三騰(臘)の徹道は生実大巖寺に住職として晋山したことは知り得るのだが、この事実のみをもって全面的に霖寛の草稿本『祐天寺開山大僧正実録 附』の記述を是認することはできない。なぜなら、霖寛は勤息の前述の略記を参考にして、実記の草稿本の附と清書本の附を著作したらしく、略記の字句をそのまま踏襲し転写しているからである(11)。

2

延宝二年八月二日、祐天の師檀通が鎌倉光明寺で没した(12)。「増上寺入寺帳」によると、祐天は翌三年七月十七日、詮応の隨身衆の一人として、同光明寺より増上寺へ帰山した旨が記されている。檀通は没するその日、詮応に璽書を伝授(13)して光明寺の後事を託したが、翌三年四月二十四日、増上寺二十七世珂天が退山(14)したことで、閏四月二十八日に登城し、將軍家綱の命を受けて二十八世となり(15)、増上寺に晋山する。祐天はそののちの七月十七日に増上寺に帰山したのである。詮応は五月十一日に再び登城し、増上寺住職任官の答礼をした(16)。

祐天が帰山した翌八月は了也が月行事を勤めている(17)。了也は延宝八年四月二日に、將軍家綱の命により生実大巖寺十一世住職となった(18)ことが、幕府の『柳営日次記』(19)に、

延宝八 庚 申年四月
二日

京都知恩寺後住 生実 大巖寺

生実大巖寺後住 増上寺一騰了也
右被仰付段増上寺方丈 江 被仰渡之、

とあるので、了也は延宝三年七月十七日から同八年四月二日頃までは増上寺にいたことはいうまでもない。この間、了也と祐天がおそらく接触を持ったと考えるのだが、その確固たる証左となる史料は未見である。ただ、次の点だけは指摘できよう。了也は初め小金東漸寺中の浄嘉院了聞の元で剃染し、のち本院の了学に師事し修学した(20)。この了学とはすなわち観智国師存応の弟子である。祐天の師檀通の師随波も同じく存応から師資相承した(21)。したがって、了也と祐天は共に存応の学系となることである。また、了也と祐天の接触は、祐天が増上寺を離山し退出したのち密度を増したと見る。五十歳で増上寺を離山した祐天の行動は、草稿本『祐天大僧正実録 附』に、

初一両月在浅茅蓮華院、而移牛嶋結廬而住也

とあり、2か月ほど浅茅(原)蓮華院(寺)に寄寓したようである。

蓮華院は、正徳三年および享保五年頃の写本になる、『江戸寺院由緒記』(22)第五十六冊によれば、

今戸町 紫金山如来寺 開山覚蓮社転誉上人成弁伝夢和尚、生
国上野国館林、姓氏川田氏、剃髮師浅草新寺町清徳寺開山心誉
善寛、学問檀林館林善導寺随波和尚代、附法師増上寺登誉上人、
寛永二年乙丑年起立、初者住横山町其後慶安三壬寅年移今戸町、
寛文十二壬子年四月十三日寂、行年七十五歳、

とあるところから、祐天がこの蓮華院に寄寓したわけは、随波が檀通の師で檀通が祐天の師であったことによる。

祐天がいつ牛嶋に廬を結んだかは確定しがたい。右の草稿本『祐天大僧正実録 附』に記すように、一兩月ほど蓮華院に寄住してそののちすぐに牛嶋に移って廬を結んだとすれば、祐天が増上寺を離山退出したのが貞享三年五月十九日であるから、同年七月下旬には牛嶋に住していたことになる。しかし、祐天の牛嶋での行業を伝えると見られる『祐天大僧正利益記』(23)上を具に閱しても、貞享三年七月下旬頃から元禄二年十一月頃までの牛嶋における行業についての記述は全くなく、記述は元禄三年春から始まる。この約三年の間、祐天は略記や実録が伝えるように、やはり奈良や京都等を巡錫していたと思われる。

右の元禄三年春の記述は、祐天が確かに奈良に行ったことを裏付ける一つの例証である。同利益記上には条目(24)を「名号靈験の事」とする。内容は以下のようなものである。

元禄三年午年の春、江戸浅草寺の境内より出火して、忽ち駒形辺にひろがり、やがて川をこえ、本所中の郷まで焼失せり、師の庵室も師ハ此時本所石原にす玉へり瞬息のうちに焦土となりぬ、其時名号の箱を庵室の外に出し置て、持去るいとまなかりしかバ、箱ハ形もなく焼うせて、名号は老枚も焼失せず、折ふし風烈しく、多く四方に飛散しを諸人ひろい得て尊重しけり、また火事の翌日近所の小児庵室の灰の中より、焦たる紙をかき出せしを、松平内蔵侯の蒼頭、通りかかりて開きミれハ、師の真筆の名号なり、両端は焼損じて、六字の間ハ儼然たり、児輩に乞ふて持帰り、上野池のはたにすめる経師、高梨清兵衛に表具を頼ミけれ

バ、清兵衛いふやう、ケ様に両端の焦げたるを表具せんより、あたらしき名号を、申受て進ずべしと、蒼頭が曰、とかくよきやうに頼ミ入と、清兵衛師の庵室に参り、しかくの趣をもて願ひければ、すなはち十念名号を書写して玉ハリしを、表具して遣ハしけるとぞ、其焼残りし名号ハ、常州小釘村の名主三郎左衛門が乞受て護持しけるとなん、前にいふ名号の箱とハ、其頃南都大仏殿再建の大勸進、龍松院の願ひに依て、勸化助成の為に、寄附し玉ふ名号の箱なり、毎夜軾剖老本燃るを限りとして、書写し玉ふこと、十極年に及しかバ、都て三十極万枚に至りしとぞ、然るに此度の火事に数百枚の名号、一幅も焼失せざりしハ、偏に大勸進の感得なりとて、一枚を龍松院に送り玉ひければ、南都の近郷遠村をいはず、諸人聞伝へて、拝瞻を願ふ者夥しかりしとなん、

ここにいう春とは正月十日(25)のことである。本所石原とは、牛嶋から西北へ約一キロメートルの地で、現在の墨田区東駒形町一帯に本所牛嶋と石原があった。大勸進とは東大寺大仏殿再建者の公慶で、龍松院は同寺内の勸進所のあった公慶の坊舎である。

草稿本『祐天大僧正利益記 完』によれば、

師初游方之時、詣南都大仏殿見回禄已往年久而尊像侵雨露、慨焉發願曰後有堂宇再營之時、宜随力加其資助也、良願不違旋還之後、遂建大殿巨楹十有極株焉、是師多年所積之淨財以充其料云、

とあり、祐天が東大寺大仏殿の荒廃を實際に目にしたことが分かる。また、草稿本『祐天大僧正実録 附』は、草稿本実録の完にいう「建

大殿巨楹等」を、

○建大殿巨楹等 師諸方游歴之後、大仏大勸進某僧来東武^午 嶋津師、師時有大柱十本建立之約也、經數歲師不食先約遂建大柱十有三本、其一本之料(凡)当七白金云則十三株之料凡至一万金也、皆是名号授与賄財(併)充彼料者也、

と注解し、また、草稿本実録の附の清書本『祐天寺開山実録 附』(26)は、同文言を、

建大殿巨楹等 大仏大勸進某訪艸菴、師曰吾有意願心寄附大楹十株^云、他日師告信心道俗曰、吾約寄附巨楹十株、斯願奈何果乎、道俗議云師名号利益揭焉、故衆人懇望之、若以名号寄附勸進所令受者、謝施淨財充巨楹料、成功必矣、自默贈名号於勸進所數年而果願望也、於是大勸進曰雖師願既成勸進所之繁榮者因師名号耳、無名号則勸進難成、冀師思焉、師許諾時々贈之數年矣、其施貲殆及万金云、

と説明する。

この三書の記載は『祐天寺秘書之内拔書』(27)にその証言を得ることが出来る。すなわち次の一文である。

南都大仏殿御建立には、柱十本御寄進被游度思召に依て、少々ツゝ金子勸進所^江被遣候へハ、勸進聖龍松院の願ひにハ、御名号にて御寄進被成下候様にと被申候に付、元禄四年^未八月十一日より勸進所^江御名号被遣候、御名号の報謝金大凡壹万兩程も

有之候よし、

この抜書によれば、祐天が名号を勸進所へ送ったのは、元禄四年八月十一日からである。利益記では元禄三年正月十日以後に、数百枚のうちの一枚を勸進所に送ったと記す。したがって、祐天は名号を元禄三年正月十日過ぎに一枚送ったことで、それが東大寺の近郷遠村の人々の祐天への帰敬の念を高める結果となったことで、公慶は金子よりも名号の施与を祐天に願ったと考える。

祐天が焼残りの名号をいつ勸進所に送り、公慶がいつ牛嶋を訪ねたかは、『祐天大僧正御化益日記 全』(28)に、

焼残りし名号一ふく^午年秋南都^江送り給ふ、又此事南都隣国に無隠貴賤老若里うせう院^江詣ずる、同年十一月里う照院下向有て彼御名号の御札として御庵室^江来り、去^ル十夜の内より諸人にけちもん仕と語り給ふ、

とある。しかし、『公慶上人年譜聚英』(29)には、元禄四年十一月十九日に「公慶 江戸へ下向す」とあるので、同御化益日記の「同年」という記載は誤りであろう。

『公慶上人年譜聚英』によれば、

元禄五年壬申

十二月廿二日、江戸、高野山大徳院の持 地に大仏殿勸進所を建つ。

〔大仏殿再興記〕

元禄五^壬申年十月朔日、龍松院公慶江都^江下向、江戸之外、

無縁寺之近所^二 高野山大徳院持地あり、此地勸進所建

江戸講中營之地 地疊方式十間、同十二月廿二日移徙、

公慶

〔年譜〕

十二月廿二日、東武本所構一寺号曰勸進所、(30)

とあるので、祐天はこの勸進所設立以後は、名号をここに送り届けたとも考えられる。この勸進所は本所回向院横の真言宗大徳院内にあり、牛嶋や石原から至近の距離にあったからである。同六年、ここで不断念仏が修されたことが、同年譜聚英に次のように見える。

六月五日、江戸大仏勸進所にて不断念仏を修す。

〔年譜〕

東武勸進所始修不断念仏^{俊乗上人修不断念仏今依旧}

六月五日、増上寺大僧正貞誉開闢之、(31)

貞誉了也と公慶との結びつきは、『新撰往生伝』巻之四に、

一年、東大寺大勸進職公慶上人、請于師

而稟伝浄宗蘊旨、大篤師資之礼、(32)

とあるところから、その親交を知ることができた。了也と祐天の接触も、このあたりから、さらに親密になったと考へる。

貞享三年九月二十九日、了也は綱吉の命により飯沼弘経寺から伝通院住職として転住した。祐天が増上寺を離山退出した四か月余のちである。『日記』に、了也が伝通院住職を拜命した旨を次のように記す。

九月二十九日^{陰巳后刻小雨即刻止} 飯沼弘経寺 了也

伝通院住職被 仰付之旨老中列座

阿部豊後守伝達之、席御白書院縁類

但増上寺方丈出座也、

元禄五年二月二十四日、了也は三たび綱吉の命を受けて増上寺三十二世となる(33)。本所大徳院内の勸進所における不断念仏を開闢したのが同六月五日であるから、了也が公慶の要請を入れて修行したことになる。

公慶は同年二月九日、すでに内証にて知足院隆光の取持ちより綱吉との対面を果たす。『公慶上人年譜聚英』に次のようにある。

〔年中行事記〕

二月十日、龍松院上人書状到来、昨九日公方様知足院^江 御成付、

知足院僧正以取持御前^江 被出、御講釈致拜聞、御仕舞等拜見仕

難有仕合、先右之通内証之御目見^江 相濟、大悦不過之旨申来畢、

〔大仏再建記〕

同二月九日、於知足院之方、龍松院御目見^江 初也、(34)

元禄五年四月二十七日、嚴有院殿の十三回忌の追善として、本所牛嶋に清薫寺が建立された。清薫寺は家光の侍女清薫が家光の死後に幡随院六世感瑞を師として剃髪し、本所牛嶋に四百五十坪の土地を買い求めて、慶安四年そこに庵室を建てたことに始まる。『御府内備考続編』巻之六十八(35)によれば、

浅草幡随院末 如法山正覚院感応寺

○開山空蓮社香誉清薫法意比丘尼

とあり、同巻の「清薫一代記」に、

祐天大僧正いまた庵室にませしときハ感応寺と軒近ふしてたかひに称名の声不断やまさるを、清薫も 御前にて祐天上人の徳行を帰依し申上、祐天上人も清薫を真の念仏者也とつね々稱賛し給ひたり、其後祐天上人増上寺大僧正にて仰られ給ふとき、清薫を近ふ召て、我庵室にありし時、法尼の吹拳ゆえ我徳行御上にしろし召れ、今かやうに衆生済度する事心のことく成も
(以下略)

とあることから、祐天は清薫寺のちの感応寺にごく近いところに廬を結んでいたことが知られる。また同九年三月十六日には、了也と幡随院嚴誉が、嚴有院殿十七回忌の追善として同寺に建立された念仏堂の常念仏修行を開闢したことが、同じく「清薫一代記」に見ることができるとある。

祐天は牛嶋にいた元禄三年正月頃から同十二年二月頃までの間に、了也と共に本所緑町一丁目において、阿弥陀如来三尊像の開眼

を行ったこと等が、文政十一年九月の『町方書上』(36)に記されている。それによれば、

元禄年中、当院の檀家関岡平内政茂、深く専念の道に帰し、緑山の貞誉大僧正と旧交のゆへを以て、窺に家に請じ奉る、此時祐天僧正未徳をかくして牛嶋に幽栖しおるなれば、これも正茂か乞によりて其応にあつかり給ふ、

とあり、

政茂云、もし元祖上人の真作の仏像ありて得て持念するものならは生涯の望たりぬと、僧正此言を聞給ひ、会下の秀巖此尊像を護持することをもの語り給ひ、則命せられて政茂か家に世々伝持せる恵心の作の三尊を秀巖師に送り、且黄金二百両を添て出世の資料にあてしめ、秀巖師より此尊像を政茂か家に送り、互にかえて持念せしむ、此時また僧正と祐天和上を請し上りて、勧請の式とふ、夫より世々関岡の家に古の尊像を伝持すと云、

とある。

また、この関岡平内については、同『町方書上』に、

阿弥陀如来立像 円光大師作 但丈三尺、身金色衣木地

右者私先祖四代目関岡長兵衛儀、元禄年中、増上寺貞誉大僧正帰依而私宅^江御入来之節御世話被下秀巖^与申所化、右仏像所持^二有之候処信仰^二付、先祖所持之恵心僧都作之三尊之阿弥陀

陀如来之像^二金貳百両相添秀巖に遣、円光大師作仏を先祖讓受、
只今以持伝罷在、右旧記所持仕候、

といひ、

四代目

右関岡長兵衛儀、年月不知名主役被仰付、相生町緑町小泉町龜
沢町支配仕候、

という。

右之阿弥陀如来の記事にはまた、細字の割注にて、

宝曆五年の夏、小金東漸寺貞鏡大和尚此尊像を拝し給ふとき、
認之添給ふ記事にくはしければ、ここに畧す、平内は本所の者
也、

とあり、貞鏡の記事が書き加えられている。以下にその文を掲げる。

東都関岡平内者蔵家於一仏真、乃無量寿如来像而我之吉水大師
所造焉、其所由伝久矣、蓋平内謂余曰、某家而奉蔵此尊像也者、
昔者有恵心僧都所造西方三聖之像也、而亦世伝矣、以至於某之
先四祖時、欲奉請縁山貞誉大僧正、而使牛嶋之高隱祐天和上与
以其心也、且雖僧正重任不可踴臨於市間乎、然以旧好之故、敢
間入而以拜彼像曰此是恵心造焉、異哉靈矣、某祖奉対曰、某家
世蔵之久矣、某亦及幸修西方之浄業也、唯恨不獲浄家高祖所造

之尊像而護持焉、僧正曰、善哉我之輪下学士有秀巖者、護持吉
水大師所造之像我知之也、命則可易此像也、而命下秀巖師奉諾、
於此以三聖像易於今之像、又以黄金二百金使予之秀巖師以充其
出世資料焉、而後行於勸請之事也、亦間奉請僧正、而使祐天大
和上任於法要之役而列也、於此乎得蔵某家於此尊像矣、(以下
略)

宝曆五年^乙 亥夏五月仏法山東漸寺主明誉貞鏡誌

この貞鏡の記事は、前出の阿弥陀如来三尊像開眼等の原文と考え
る。

祐天は東漸寺に元禄八年に金子百両を寄進する。『小金東漸寺史
全』(37)に次のように見える。

頭誉大僧正寄進状

東漸寺江寄進之事

一金子合百両也

右之金子為東漸寺常住物、從祐天修復料寸日牌料被為寄附之
間、代々住持並近所之末寺檀方、以相談之金子堅無紛失様被
致置之、院宇破損之節利金可被用之者、依之為後証師檀末寺
一紙連判納置于当山畢

増上寺役者

天陽院 花押

判

月光院 花押

元禄八年^亥 年正月十四日

判

吟達 花押

判
秀 円 花押
判

東漸寺は了也が剃髪し修学したところである。祐天のこの金子百両の寄進は、関岡平内宅で了也と直接会った爾後とも考えたいのだが、それを明言すべき史料に乏しい。
しかし、次の記録がそれを補うようである。

元禄八亥年四月三日辰刻、当山へ入らせらる、(中略)法問御聴聞遊されたき旨仰出さる、則ち『浄土本縁経』にて現世無比樂後生清浄土の法則、方丈扱はる人数は大光院祐天秀円吟達了俊了専六人なり、

この六人内、大光院祐天式人へ銀五枚づつ、所化役両人へ銀三枚づつ、了俊了専へ銀式枚づつを下さる、(中略)

廿四日、昨日御入の御札として三丸殿へ参上、御馳走御饗応下々まで下さる、(38)

すなわちこの日、祐天は増上寺で綱吉と桂昌院に拝謁したからである。つまり本所の関岡平内宅で了也と会ったことで、了也が牛嶋の廬に隠棲する祐天を、おそらく桂昌院の請いを受けてこの日に呼び寄せ、法問に加えたことはあり得たと思う。しかも東漸寺への金子百両の寄進は、増上寺の寺家役者天陽院と月光院、所化役者吟達と秀円の連判をもってなされていることから推すに、祐天は東漸寺への寄進である金子百両を、寄進状に認められた如く元禄八年正月十四日、あるいはこの日以前に増上寺に持参したといえそうである。

増上寺で法問のあった四月二十三日、桂昌院も登山したことは、『柳営日次記』に、

桂昌院様 増上寺江被為 入御

とあることから、この日、祐天は初めて桂昌院と会したと見られる。桂昌院は同七年八月二十六日に増上寺に登山し、初めて方丈了也に対面する(39)。この桂昌院と祐天との出会いは、「鎌倉光明寺檀通上人御復内書附」(40)に、

元禄八亥年四月廿三日、桂昌尼入御于縁山、被祐天召出、此日以本縁経現受無比文法門普説、眞僧 誉正其雖有紅菌尾無隱焉、遂当生実大巖寺無住以 巖命住(中略)

維夫享保人 癸卯 十二月二日、奉納明誉上人影腹老身自筆文畢、又命小師而令膳之送于明頭山丈室(以下略)

とあるところから、桂昌院と祐天との初めての出会いは、元禄八年四月二十三日と見てよさそうである。

元禄五年二月二十四日、了也が増上寺三十二世となつて以来、初めて綱吉が増上寺に登山入御したが、『柳営日次記』に、

元禄七 甲 戌 年正月

廿四日

巳后刻 増上寺江被為成 方丈入院後初而 御参詣二付、方丈へ銀二百枚時ふく十、役者式人へ十枚ツツ被下、

と見えている。綱吉は了也に篤い帰依と信頼を寄せていた。それゆえ、貞享三年九月二十九日に了也を伝通院住職とし、さらに元禄五年二月二十四日に増上寺住職に任官させてからは、しばしば了也に登城を命じる一方で、了也の坊に臨む。

すなわち、同年二月二十七日、了也等の請いにより御座所に『大学』の三綱領を講じ(41)、同年九月二日、了也に灌見観音画像一軸を賜い(42)、同年十一月二十四日は、了也、門秀ほかを御座所に召して浄土宗の論議を聴聞(43)、同七年二月六日には、了也等の願いによって、御座所で『易経』を講説し(44)、同年閏五月十二日は、初めて増上寺了也の坊に臨み、了也を大僧正に任じてのち、京都清浄花院、鎌倉光明寺、新田大光院、そして靈巖寺による浄土法問を聴聞(45)。六月二十八日、了也が任官大僧正拜命を謝して登城する(46)。

同年八月二十六日、桂昌院が増上寺に入来する。この日は桂昌院は了也と初めて対面、延年転寿の法談を聴聞(47)、二十七日は了也が登城して桂昌院に法話する(48)。

同八年三月二十三日、綱吉は了也の坊に臨み、鎌倉光明寺、飯沼弘経寺、瓜連常福寺、江戸崎大念寺、館林善導寺、小金東漸寺、靈巖寺、川越蓮馨寺、生実大巖寺、鴻巣勝願寺ほか、合わせて十五か寺による浄土法問を聴聞、自ら『論語』学而篇を講説した(49)。翌日、了也が登城して二十三日の臨駕を謝した(50)。同年四月五日、綱吉は了也と諸僧を召し、御座所にて『易経』を講説、申樂を陪観させる(51)。四月二十三日は桂昌院と共に綱吉が増上寺に入御したことは前述のとおりである。その日以来、桂昌院は幾度も増上寺に参詣する。

元禄九年四月八日、桂昌院は増上寺に詣でて浄土法問を聴聞する。

この日の算題は仏証生の法則であった。前年の四月二十三日について、祐天が法問の席上に呼ばれた。拝領物は、了也が黄金十枚、昆布一箱等、祐天へは縮綿三巻と金式千疋であった。またこの日、東大寺龍松院公慶と本所感応寺の清薫も召され、公慶が縮綿式巻、清薫尼が金千疋を拝領した(52)。同年七月二十六日、了也が登城して大原談義を講じ、綱吉が『論語』を講じた(53)。隆光の『護持院日記』(54)に「廿六日、増上寺登城、御講尺、論語之由、俄二御能有之、又十歳十二三歳小僧四人法問有之由、其日、愚衲等覚王院へ罷越也」とある。

同年八月二十九日、桂昌院が増上寺で了也を師として五重相承を受けた(55)。この日、綱吉は在城して『易経』を講説した(56)。

同十年三月二十九日、桂昌院が増上寺に詣でて浄土法問を聴聞。この日、祐天が召されて拝領物があつた。了也が黄金十枚、樽二荷、くるみ一箱、岩茸一箱、昆布一箱等。祐天が縮綿三巻、銀五枚で、「この銀は現当二世の利益の念仏、念仏は下人の唱物と申あやまりのことを法談致され候に付いて下され、祐天の談義にて疑いを去りしよしを(桂昌院が)仰らる」(57)という。なおこの日、清薫尼と公慶も召され、清薫尼は金式千疋と拾二つを拝領し、公慶は氷餅一箱を献上した。また、鶴姫、千代姫から檢重の進上物があつた。

同年五月二十二日、綱吉は了也と諸僧を登城させ、『易経』の講説をし、十月二日には、綱吉が了也の方丈を訪い、香衣檀林十二僧等を招集して浄土法問があつた旨が『日記』に見える。

同十一年三月二十九日、桂昌院が増上寺に参詣、浄土法問が行われた。この日もやはり祐天が呼ばれ、現世無比樂の文について説法した(58)。この日、清薫尼と公慶も召され、桂昌院から清薫尼は銀二枚、公慶は金五百疋の拝領物があつた。また、清薫尼から桂昌院

へ煎餅、公慶から桂昌院へ生花の献上があった。

清薫尼がいつ桂昌院の侍尼となったかは明らかでない。しかし、『新撰往生伝』巻之四「大僧正了也字自然号念蓮社貞誉」に、

又、大母従一位君、早信宗教依師勸導益修念仏、一年命侍尼香

誉清薫唐如法山感応寺

於北本所始号寺薫清 使師開立常恒念仏、(59)

とあるところから考えるに、ここにいう依師勸導益修念仏とは、すなわち前記の元禄七年八月二十六日の了也との初対面と延年転寿の法話であり、さらに同八年四月二十三日の法問と祐天との直接の出会い、加えて同九年四月八日の法問つまり仏証生の法則によって、八月二十九日には五重相承を受けるに至り、同十年三月二十九日には、祐天による現当二世の念仏利益の法談と、翌十一年三月二十九日の祐天の現世無比楽の説法によって、念仏者となったことを意味しよう。ことに元禄十年三月二十九日の祐天の談義により、おそらく桂昌院は西方極楽往生という浄土の教えに対する疑いを去ったことが、桂昌院をして念仏者たらしめたのではないかといえよう。一方、綱吉も了也を崇敬することなみなみならぬものがあった。同じく『新撰往生伝』巻之四「大僧正了也字自然号念蓮社貞誉」に、

常憲大君崇欽絮比、楠延宮中諮問道教、師啓対得柯所説能適台

情、恒前茵致問移糟傾聴、雖登宮有早晚必至夜而出、或時大君

執師之手送便殿、師極辞、時大君曰、恒問道誨荷負法恩太重、

此乃非一世機縁、礼遇豈容不若斯哉、師於是謹謝而帰、(60)

とあることからそれが知られる。

元禄十二年二月四日、了也が祐天を伴い、登城する。『日記』に、

二月

四日(中略)

増上寺方丈今日祐天同道ニテ登

城ノ処、祐天義拾八ヶ寺ノ内、

住職可被 仰付ノ旨被 仰出、

とあり、また、

廿七日 来月五日増上寺 御成之義

被 仰出、

生実大巖寺後住、祐天被 仰付、

とある。

すなわち、同年二月四日は檀林十八か寺のいずれかに住職として入住させるとの綱吉の仰せであり、実際に生実大巖寺の後住に決定したのは、二月二十七日である。

『大巖寺文書』第四巻に、

十五世頭誉伝

釈頭誉諱祐天号明蓮社、又字名愚心生奥州岩城人也、是則館林

善導寺明誉檀通上人高弟也、師没後卓錫三縁山修道、後有以退

縁山塾居牛嶋、雖韜光晦跡人焉蠅也、徳光厚遂元禄十二己卯春

正月奉君命、出牛嶋塾蟄騰大巖霊峰(以下略)、

とあり、元禄十二年春正月奉君命出牛嶋蟄堀の正月とは、蓋し誤りであろうか。なお、『柳営日次記』には、

四日(中略)
生実大巖寺住(増上寺元二臈) 祐天被
仰付旨、増上寺方丈へ同人申渡之、

とあるところから、祐天が増上寺を離山退出したときの僧階は、二臈であったことが判然する。

祐天は生実大巖寺後住を拝命した翌日、その御礼に登城した旨が、『日記』に、

廿八日 例月之御礼有之
入院之御礼
一束一本 新田大光院
同 生実大巖寺
同 江戸崎大念寺

と見える。『柳営日次記』には、

廿八日
巳下刻御白書院江 出御月次之御礼相済
一束一卷 入院御礼 生実大巖寺

とある。

祐天が生実大巖寺に入住することになった背景には、『憲廟実録』(『常憲院贈大相国公実記』(61)巻二十四)に、

元禄十二年己卯 御年五十四歳
二月
四日(中略) 退転の所化祐天大岩寺に住す、三丸尼君の御願に
因て破格の出世なり、

とあるように、多分に桂昌院の祐天推挙の言葉が綱吉に帛らされたことは十分に察せられる。しかし、綱吉を浄土教に傾頭させ、かつ桂昌院を念仏者にさせる機縁を与えた第一の人物は、ほかならぬ了也であったといえよう。また、桂昌院の侍尼清薫尼が、『清薫一代記』に「御前にて祐天上人の徳行を帰依し申上」とあるように、桂昌院にあるいは綱吉に祐天の徳行を語ったことで、祐天が桂昌院に邂逅する必然性を作ったともいえるのではあるまいか。

(祐天寺主任研究員)

注

- (1) 国立公文書館蔵。以下『日記』は全て同館蔵。
- (2) 祐天寺蔵。祐天の随従者香残が記録した『明顕山寺録』から主要な記事を摘録したもの。同寺録は現存しない。
- (3) 『武州荏原郡目黒墅明顕山善久院祐天寺開山前増上大僧正明蓮社頭善祐天上人愚心大和尚伝畧記』の跋文に見える。なお、右書名の善久院祐天寺は俗称で、正式には祐天寺善久院という。将軍吉宗はこの寺号院号を認可したのである。
- (4) 祐天寺蔵。

- (5) 清書本『開山実録』跋文に見える。
- (6) 祐天寺蔵『本堂過去霊名簿』は「臨寛」。
- (7) 祐天寺蔵。
- (8) 祐天寺蔵。
- (9) 祐天寺蔵。
- (10) 増上寺蔵。
- (11) 本論考と直接かわからない記事だが、略記と実記の草稿本の附と清書本の附は、いずれも「正徳三年之夏乞師所持弥陀仏猿像長一尺六寸一軀邀之都城」のように猿像長一尺六寸とするが、『明顕山寺録撮要』老には、「立像御丈尺五寸七分」とあり、今は撮要を是とする。
- (12) 浄全第十九卷、七十六頁。
- (13) 宇高良哲編著『関東浄土宗檀林古文書選』所収、川越蓮馨寺蔵「浄土相承血脉次第」。
- (14) 浄全第十九卷、二百四十七頁。
- (15) 浄全第十九卷、二百四十八頁。
- (16) 『日記』。
- (17) 『増上寺入寺帳』。
- (18) 『大巖寺文書』第四卷。
- (19) 国立公文書館蔵。以下『柳営日次記』は全て同館蔵。
- (20) 浄全第十九卷、四百九十二頁。
- (21) 浄全第十九卷、四百九十四頁。
- (22) 増上寺蔵。
- (23) 祐天寺蔵。
- (24) 織田丹後侯の家臣寺田市左衛門が牛嶋の祐天の草廬を訪い、見聞したところを記したのを祐天寺二世祐海が書写し、それを同六世祐全が三巻にまとめるにあたって、条目をそれぞれ付したようである。凡例七箇条は、文化元甲子年秋七月、東漸寺宣契の文である。
- (25) 『東京市史稿』第八卷、二百十七頁。
- (26) 祐天寺蔵。
- (27) 祐天寺蔵。奥書に「于時弘化二乙巳年春三月初旬、祐天寺十三世近誉祐興ヨリ借請、従五位下朝散大夫前築前守藤原光韶秘書之内拔写」とある。
- (28) 大正大学蔵。この書は内容を十分に吟味して活用すべきである。
- (29) 大正大学蔵。『公慶上人年譜聚英』、九十八頁。
- (30) 『公慶上人年譜聚英』、百三十三頁。
- (31) 『公慶上人年譜聚英』、百三十五頁〜百三十六頁。
- (32) 浄全第十七卷、五百五十七頁。
- (33) 浄全第十七卷、五百五十六頁。
- (34) 『公慶上人年譜聚英』、百三十四頁〜百三十五頁。
- (35) 国立国会図書館蔵、都立公文書館蔵。
- (36) 国立国会図書館蔵、都立公文書館蔵。
- (37) 国立公文書館蔵。
- (38) 浄全第十九卷、四百二十頁〜四百二十一頁。
- (39) 浄全第十九卷、四百二十頁。
- (40) 祐天寺蔵。
- (41) 『日記』、『柳営日次記』。
- (42) 増上寺蔵『日鑑便覧』。
- (43) 『日記』、『柳営日次記』。
- (44) 『日記』、『柳営日次記』。

- (45) 『日記』、『柳營日記』。
- (46) 『日記』、『柳營日記』。
- (47) 浄全第十九卷、四百二十頁。
- (48) 浄全第十九卷、四百二十頁。
- (49) 『日記』、『柳營日記』。
- (50) 『日記』、『柳營日記』。
- (51) 『日記』、『柳營日記』。
- (52) 『日記』、『柳營日記』。浄全第十九卷、四百二十一頁。
- (53) 『日記』、『柳營日記』。
- (54) 林 亮勝他校訂『隆光僧正日記』所収。
- (55) 『日記』。浄全第十九卷、四百二十一頁には「三丸御殿に於て貞譽大僧正を師として五重御相伝遊ばせらる」とある。
- (56) 『日記』、『柳營日記』。
- (57) 浄全第十九卷、四百二十一頁。
- (58) 浄全第十九卷、四百二十一頁～四百二十二頁。
- (59) 浄全第十七卷、五百五十六頁。
- (60) 全第十七卷、五百五十六頁。
- (61) 国立公文書館蔵。

佛教文化学会紀要 第9号

平成12年10月 佛教文化学会